

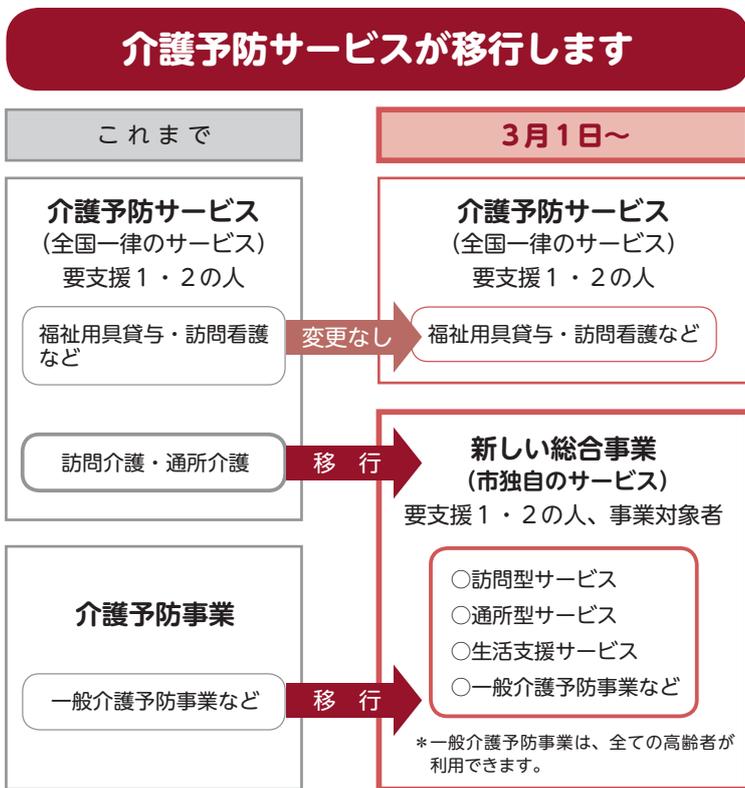
新しい「介護予防・日常生活支援 総合事業」を開始します

市では、高齢者の介護予防・生活支援の充実を図るため、3月1日(火)から介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)を開始します。

要支援1・2の人は

介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護は新しい総合事業へ移行します。なお現在、

要支援の認定を受けサービスを利用している人は、3月以降も同様のサービスが提供されます。また福祉用具貸与、訪問看護、通所リハビリテーション、



シヨートステイなどの在宅サービスも、介護予防サービスとして今までどおり利用できます。
**多様なサービスの提供
を目指して**

新しい総合事業移行後は、地域の実情に応じたサービスの提供が可能になります。
今後は、既存の介護予防サービスに加え、NPO法人、住民ボランティア、民間事業者などによる高齢者などの集いの場や見守り、ごみ出し、掃除などの生活支援サービスの提供に取り組んでいきます。

問い合わせ先

高齢者福祉課介護保険班

☎ 62・5308

旭市地域包括支援センター
(高齢者福祉課高齢者班内)

☎ 62・5433

障害のある人への 差別をなくそう!

4月から「障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されます。

この法律は、国や市町村といった行政機関や、会社や店などの民間事業者が障害を理由とする差別をなくすことで、障害のある人も分け隔てなく、互いに尊重し合いながら共に生きる社会をつくることを目的としています。

対象となる障害のある人は

障害者基本法で定められている全ての障害のある人(身体障害、知的障害、精神障害、そのほか心身の機能の障害がある人で、障害や社会的障壁によって継続的に日常生活や社会生活が困難になっている人)です。障害者手帳を持っていない人も含まれます。

障害を理由とした差別とは

● 不当な差別的取り扱い

正当な理由もなく障害があるというだけで、サービスなどの提供を拒否したり制限したり、障害のない人と違う扱いをすることです。

● 合理的配慮をしないこと

障害のある人が困っているときに、その人の障害に合った必要な工夫ややり方をしないことです。

差別をされて困ったときは

社会福祉法人ロザリオの聖母会海匝ネットワークへ相談してください。

市では、障害者虐待防止センター事業と併せ、障害者差別に関する相談窓口業務を委託しています。

問い合わせ先

社会福祉法人ロザリオの聖母会海匝ネットワーク

☎ 60・2578